

須賀川市食料・農業・農村基本計画 2026 (素案)

令和 8 年 月策定
須 賀 川 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 SDGsの推進	3
第2章 本市の特性と食料・農業・農村の現状	4
第1節 本市の特性	4
第2節 本市における食料・農業・農村の現状	4
第3章 基本計画のビジョン	8
第1節 基本目標	8
第2節 基本方針	9
第4章 食料・農業・農村の振興施策	10
第1節 施策の体系	10
第2節 具体的な施策	11
1 食料「食への理解と食料システムの確立」	11
(1) 安全・安心な農産物の供給	11
(2) 多様な販路の拡大	12
(3) 地産地消と食育の推進	13
2 農業「持続可能な農業構造の構築」	14
(1) 多様な担い手の確保・育成	14
(2) 農業経営の安定確保	15
(3) 農業インフラの整備・保全	16
(4) 農地の確保と遊休農地の解消	17
(5) 農産物の生産振興	18
3 農村「多面的機能の保全と農村の活性化」	19
(1) 環境と調和のとれた農業の推進	19
(2) 農林環境の保全と農村活性化	21
(3) 災害対策	23

第5章 推進体制、役割、進行管理	24
第1節 計画の推進体制	24
第2節 計画を推進するための農業者をはじめとする関係者の役割	24
第3節 計画の進行管理	25

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本市では、農産物の生産性の向上と農業所得の増大を図るため、恵まれた自然環境や地域特性を生かし、水稻、野菜、果樹、花き、畜産を基幹農産物として、自然環境の保全、良好な景観の形成を図りながら、首都圏の大消費地に近接した地理的優位性、さらには、福島空港や東北縦貫自動車道などの高速交通体系の利便性などの特性を生かした持続可能な農業の確立を目標に諸施策を講じてきました。

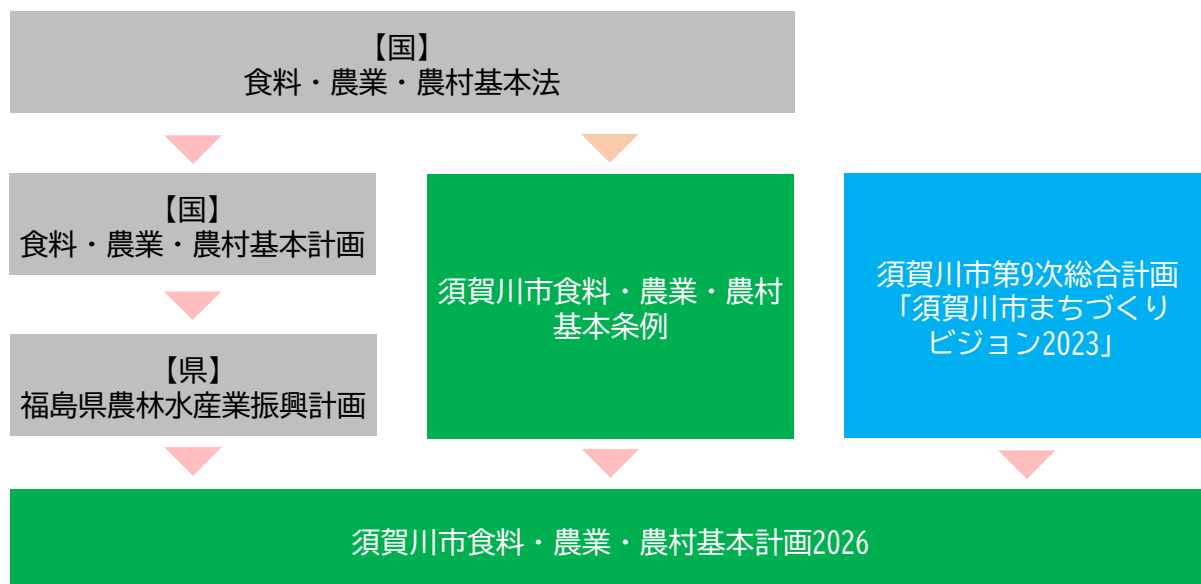
しかしながら、近年、農業及び農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化、遊休農地の増加、農業資材の高騰、気候変動による異常気象の頻発化などに加え、食の安全・安心の関心の高まりや、ニーズの多様化など、著しく変化してきています。

本市においても、2011（H23）年4月に施行した「須賀川市食料・農業・農村基本条例」に基づき、2012（H24）年度に「須賀川市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

食料安全保障の確保や農業の持続的な発展等を図るため、2024（R6）年6月に食料・農業・農村基本法が改正され、改正法に基づく新たな食料・農業・農村基本計画が2025（R7）年4月に閣議決定されました。これを受け、本市においても新たに「須賀川市食料・農業・農村基本計画2026」を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、2022（R4）年度に策定した須賀川市第9次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン 2023」を上位計画とし、須賀川市食料・農業・農村基本条例（第9条）に定める基本計画として、農業に関する各種計画の上位計画に位置づけます。



第3節 計画の期間

本計画は、本市の最上位計画である第9次総合計画及び次期総合計画である第10次総合計画と整合性を図るため、次期総合計画の終期に合わせ、2026（R8）年度から2032（R14）年度までの7年間を計画期間とします。

年度 計画名	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
食料・農業・農村 基本計画	R8年度～R14年度						
総合計画	第9次総合計画 R5年度～R9年度		第10次総合計画 R10年度～R14年度				

第4節 SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際社会の共通目標です。

須賀川市第9次総合計画では、各政策・施策をSDGsの定める17の目標と関連付けることにより、一体的なまちづくりを進めていることから、本計画においても、各施策で掲げた目標の実現に向け、SDGsの考え方にに基づき取り組んでいきます。



第2章 本市の特性と食料・農業・農村の現状

第1節 本市の特性

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、人口 71,645 人(2025(R7). 4.1 現在)、東西 37.9 km、南北に 16.5 kmで面積は、279.43 km²、東西に扁平な形状をなしています。

西に那須連峰、東に阿武隈高地の山並みを望み、奥羽山系から中央部へ合流しながら阿武隈川に注ぎ込む江花川や釈迦堂川・滑川などがゆったりと流れ、その流れに沿って肥沃な大地が広がっています。

気候は、奥羽山系の影響を強く受ける西部は、日本内陸型に属し気温の較差が大きいものの、総体的には関東に近く、一年を通じて比較的温和で平均気温は 13℃前後と、年間を通じてほどよい降水量があり、降雪も少なく、とても住みやすい気象条件です。

また、東北縦貫自動車道や国道 4 号、J R 東北本線や東北新幹線などにより首都圏や仙台圏へのアクセスが容易であり、さらに、福島県の空の玄関口である福島空港を有するなど県内で最も高速交通体系に恵まれた立地環境にあります。

第2節 本市における食料・農業・農村の現状

本市の農業は、自然環境や地域特性など恵まれた立地条件を活用し、水稻、野菜、果樹、花き、畜産を基幹作物に生産規模の拡大や施設園芸等の輪作体系を確立するなど経営の合理化を図りながら収益性の高い農業を展開してきたところです。

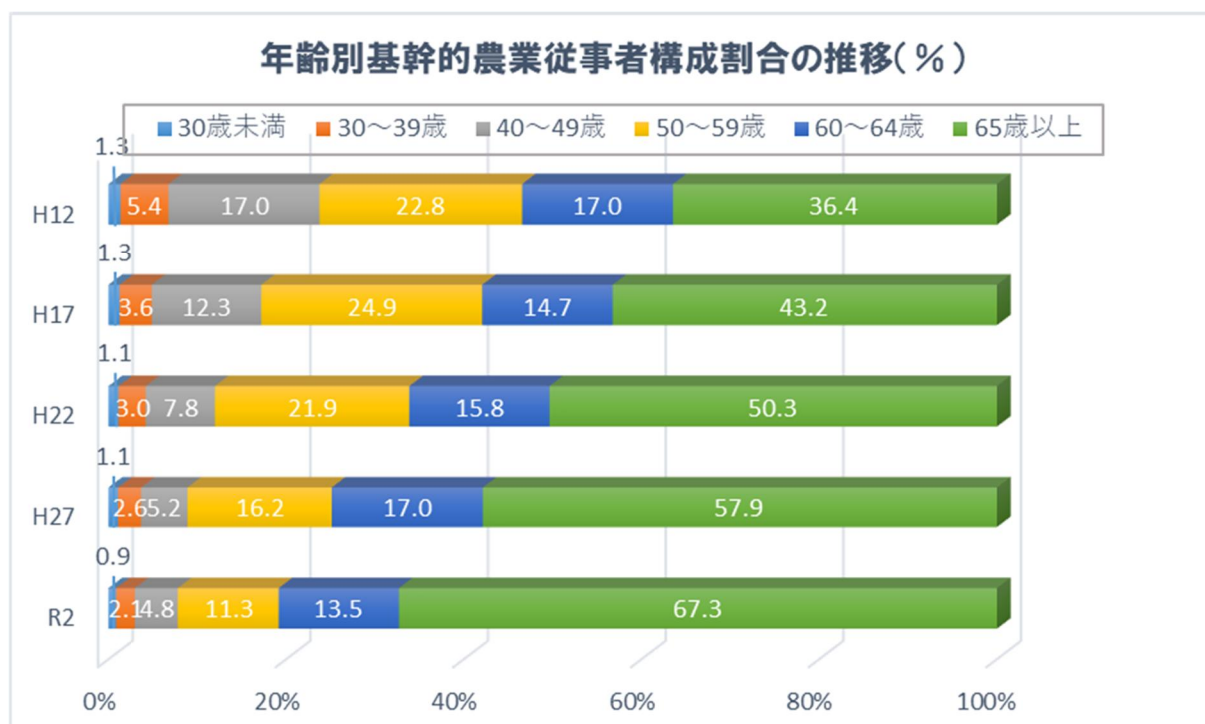
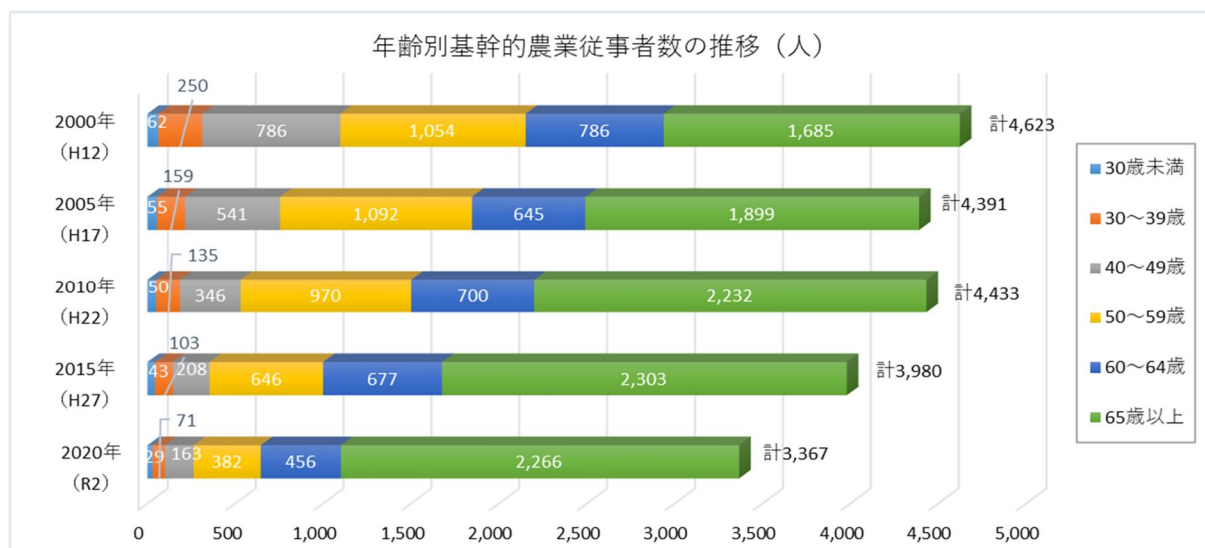
水稻は、良食味の米を生産し、野菜生産については、昭和 30 年代から夏秋きゅうりを中心として産地化が進み、1966 (S41) 年には「夏秋きゅうり」、1980 (S55) 年には「夏秋トマト」、1993 (H5) 年には「冬春きゅうり」、2010 (H22) 年には「夏秋なす」、2026 (R8) 年には「春ブロッコリー」と「夏秋ブロッコリー」が野菜の指定産地となっています。

特にきゅうりは、「岩瀬きゅうり」のブランド名で全国に名を馳せ、有数の一大産地となる一方、ナシ等の果樹生産も盛んに行われています。

このように、地域の特性を生かした農業を展開してきましたが、農業を取り巻く情勢は大きく変化し、本市においても基幹的農業従事者の減少や高齢化、販売農家の減少が進むなど、深刻な担い手不足により、農業生産構造のぜい弱化が進んでいます。さらに農業の担い手不足は、遊休農地を増加させる要因にもなっています。

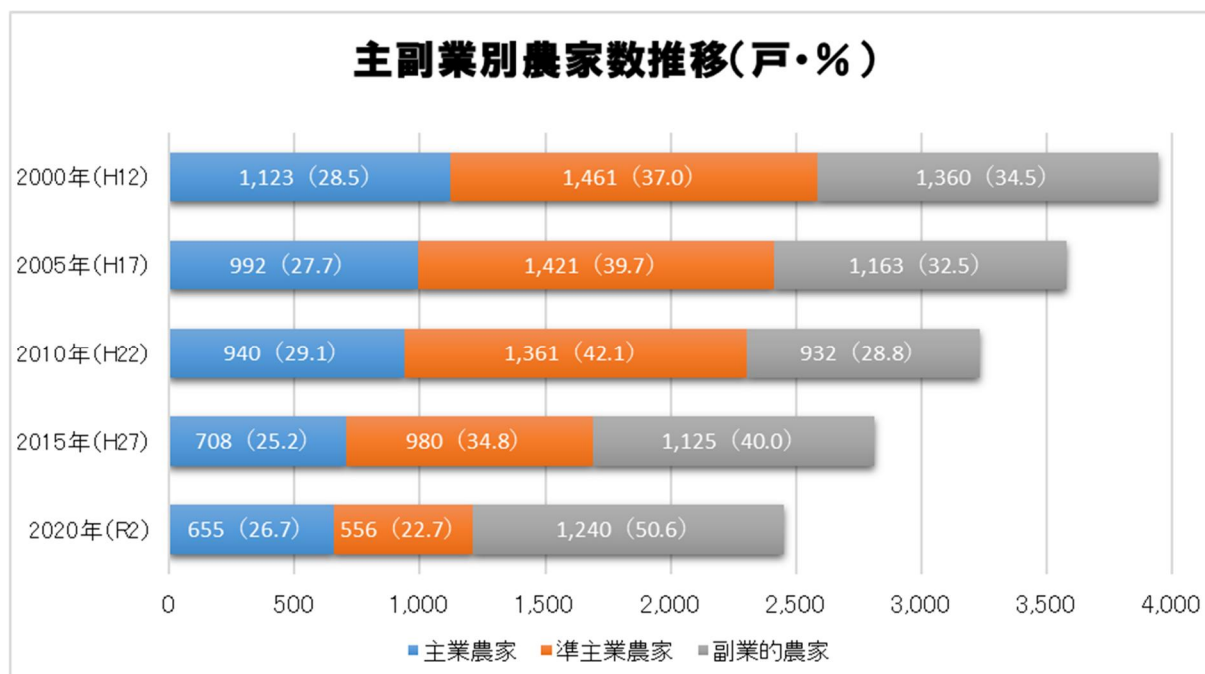
1 基幹的農業従事者

基幹的農業従事者数は2010（H22）年以降減少しており、2020（R2）は10年前と比較し、1,066人、24%減少している。また、65歳以上の割合いわゆる「高齢化率」については、10年前と比べて17%増加しているなど本市農業従事者の高齢化が進んでいます。



2 主副業別販売農家数

本市では 10 年前と比較し、「準主業農家」が大きく減少し、「副業的農家」の割合が 5 割を超えています。



3 経営耕地面積

2010 (H22) 年からは、水田、畑、樹園地とも減少傾向にあります。

割合的には、畑が△19.2%、樹園地△13.7%、水田△5.4%となっており、畑の割合が大きく減少しています。



4 認定農業者

農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）は 2018（H30）年度まで増加傾向にありましたが、2019（R 元）年度から減少し始め、2024（R6）年度末現在で 291 人となっています。

認定農業者の推移

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
人数	324	360	373	375	379	352	342	333	331	328	291
前年比		36	13	2	4	△ 27	△ 10	△ 9	△ 2	△ 3	△ 37

5 新規就農者

2015（H27）年度から 2024（R6）年度の 10 年間で、農業の将来の担い手となる U ターン就農者や新規参入者等の新規就農者数は、47 人となっています。

新規就農者数は、東日本大震災以降毎年 1 人～4 人で推移していましたが、2018（H30）年度以降は増加傾向となっています。

新規就農者数の推移

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
新規学卒											
U ターン	1	2	4	2	4	6	1	4	2	5	2
新規参入					3		2		3	6	1
合計	1	2	4	2	7	6	3	4	5	11	3

第3章 基本計画のビジョン

第1節 基本目標

農業及び農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化などに加え、農業者の減少や高齢化、遊休農地の増加など、深刻な問題が顕在化してきています。

2012（H24）年度に策定した「須賀川市食料・農業・農村基本計画」（以下、「前基本計画」という。）では、本市の安全で安心な食料の確保と安定的な供給、農業及び農村の持続的な発展を具現化するためには、農業者自らの努力はもとより、市民一人ひとりが、農業及び農村における豊富な地域資源や「ふるさと須賀川」に対する愛着などの価値観の『共有』、農業者同士、農業者と消費者など、それぞれの立場の意見を交換して結びつくことで得られる『共感』、職種や立場が異なっても共に認めあって支え合う『共生』を図りながら、それぞれが主体的に役割を担うことが必要であるという理念のもと、各農業施策に取り組み、本市農業の振興を図ってきました。

そこで、本計画でも、前基本計画の理念を継承することとし、基本目標として

「共有、共感、共生が育む 魅力ある食料・農業・農村」

を掲げます。

基本目標のもと、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次代に引き継ぐことを実現するために「食料」「農業」「農村」を3つの柱として、以下の基本方針を設定します。

第2節 基本方針

1 食料

「食への理解と食料システムの確立」

安全・安心な農産物の生産と農産物のブランド化や6次産業化をはじめとした販路の拡大を図るとともに、地元農産物と地産地消の重要性について理解を深める取り組みを推進します。

また、農業者、食品事業者、消費者等、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が連携し、市民一人ひとりがいつでも十分な量の安全・安心な農産物を入手できるよう食料安全保障の確保を図ります。

2 農業

「持続可能な農業構造の構築」

地域計画に位置付けられている担い手や農業法人等の多様な担い手の育成・確保や優良農地の確保、農業生産基盤等の整備による農作業の省力化や経営の効率化に取り組み、持続可能な農業構造の構築を図ります。

また、収入保険制度への加入や気候変動に適應するための取り組みを推進するとともに、既存の地域特産物の育成や付加価値による所得の向上、国や県・市が実施する各種支援制度の活用による収益の確保を図るなど、農業経営の安定化に努めます。

3 農村

「多面的機能の保全と農村の活性化」

美しい景観の形成、水源のかん養、洪水被害の軽減などの多面的機能を確保するとともに、農村の活性化を図ります。

環境保全型農業など、環境と調和のとれた農業に取り組みながら、農村の農産物供給機能を維持します。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、ため池の防災工事などに取り組み、被害を最小限に抑えつつ、早期に営農再開できる体制づくりに努めます。

第4章 食料・農業・農村の振興施策

第1節 施策の体系

基本方針	施策	施策項目
食料 食への理解と 食料システムの確立	(1)安全・安心な農産物の供給	①農業の適正使用の推進 ②GAPの推進
	(2)多様な販路の拡大	①農産物のPR ②農産物のブランド化推進 ③6次産業化の推進
	(3)地産地消と食育の推進	①地産地消の推進 ②食育の推進
農業 持続可能な 農業構造の構築	(1)多様な担い手の確保・育成	①新規就農者の確保・育成 ②地域農業の核となる担い手の確保・育成
	(2)農業経営の安定確保	①農業保険制度への加入促進 ②気候変動に適応するための取り組みの推進
	(3)農業インフラの整備・保全	①農業生産基盤の整備 ②農林業施設の保全管理と長寿命化の推進
	(4)農地の確保と遊休農地の解消	①農地の確保 ②遊休農地の発生防止と再生利用 ③地域計画の推進
	(5)農産物の生産振興	①地域特産物の育成 ②農業生産性の向上
農村 多面的機能の保全と 農村の活性化	(1)環境と調和のとれた農業の推進	①みどり認定の推進 ②環境保全型農業の推進 ③有機栽培・特別栽培の推進
	(2)農林環境の保全と農村活性化	①多面的機能の発揮 ②中山間地域等の振興 ③鳥獣被害対策の推進 ④森林環境への理解の醸成
	(3)災害対策	①農業用施設の災害対策 ②農産物に対する災害対策 ③マニュアルの見直し及び更新

第2節 具体的な施策

1 食料

「食への理解と食料システムの確立」

(1) 安全・安心な農産物の供給



【課題】

食の安全・安心に対する関心や期待が高まる中、農薬の適正使用はもとより、GAPなどへの取り組みが求められてきており、農産物の安全性の確保と消費者の信頼の確保に対する取り組みが必要となっています。

【目指す姿】

食品安全に配慮した生産により、農産物の安全と消費者等からの信頼が確保されています。

【主な取り組み】

①農薬の適正使用の推進

- ・農薬の適正使用により農産物の安全性を確保するため、関係機関が実施する研修会や講習会への支援を図ります。

②GAPの推進

- ・食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保などを図るため、生産工程を管理するGAP（農業生産工程管理）の認証取得を関係機関と連携して推進します。

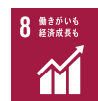
【施策指標】

指標名	現状値（R6）	目標値（R14）
農薬の適正使用に関する周知啓発	○	○
GAP認証取得者数	8 件	15 件

【用語解説】

- ・GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）
農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

(2) 多様な販路の拡大



【課題】

本市産農作物の消費拡大を図るため、消費者に対して本市産農産物の魅力を効果的に伝え、るとともに、農産物の付加価値を高め、販路を拡大するための取り組みが必要となっています。

【目指す姿】

本市産農産物が市内外において広く認知され、安定した需要と収益を生み出しています。

【主な取り組み】

①農産物のPR

- ・トップセールスや物販イベントへの参加を通じて、本市産農産物の販売促進活動に積極的に取り組み、消費者に対して産地の知名度と認知度の向上を図り、販路拡大を推進します。
- ・ふるさと納税返礼品に農産物等を活用し、本市産農産物の魅力を発信します。

②農産物のブランド化推進

- ・他産地との差別化と農産物の高付加価値化により多様な販路を確保するため、地域特性を生かした農産物のブランド化を推進します。
- ・農産物認証制度の取得を推進し、地域産品の評価、知名度向上を図ります。

③6次産業化の推進

- ・6次産業化などの農産物の付加価値を高める取り組みを、国や県などの各種支援制度を利用しながら推進します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
物販イベント参加数	2 回	3 回
ふるさと納税返礼品提供農家数	27 経営体	50 経営体
農産物ブランド化推進事業利用件数	9 件	10 件
6次産業化商品数	16 個	23 個

【用語解説】

- ・6次産業化
1次産業としての農業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取り組み。

(3) 地産地消と食育の推進



【課題】

食育などの取り組みを通じて、地元消費者の農業や本市産農産物に対する理解を深め、本市産農産物の消費拡大を図る必要があります。

【目指す姿】

地元消費者の農業や本市産農産物に対する関心が高まり、地元での本市産農産物の消費拡大が図られています。

【主な取り組み】

①地産地消の推進

- ・地元消費者が地元食材等の魅力に触れる機会を創出することで、本市産農産物の地元消費を推進します

②食育の推進

- ・地域の食文化や農業への理解を深めるため、食育の取り組みを推進します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
学校給食における地元農産物使用率	50 %	55 %
食育に関する講座数	5 件	6 件

【用語解説】

・地産地消

地域で生産されたものを、その地域で消費すること。

・食育

生きる上での基本であって、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

2 農業

「持続可能な農業構造の構築」

(1) 多様な担い手の確保・育成



【課題】

人口減少や高齢化により、本市農業者が減少していることから、新規就農者や農業法人などの多様な担い手を確保・育成することが重要となっています。

【目指す姿】

多様な担い手が意欲と能力を持って農業経営に参画し、農業の持続的な発展が図られています。

【主な取り組み】

①新規就農者の確保・育成

- ・新規就農希望者の円滑な就農のため、関係機関等と連携した就農相談を実施するとともに、研修事業を支援します。
- ・就農初期に必要な資金については、国の経営開始資金や経営発展支援事業、市独自の貸付制度により支援します。

②地域農業の核となる担い手の確保・育成

- ・地域の担い手が地域計画に位置付けられるよう、関係機関等と連携して誘導するとともに、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ・法人化を目指す農業者等に対しては、関係機関等と連携しながら、指導・助言を行い、地域及び営農の実態等に応じた農業法人設立への取り組みを支援します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
新規就農者数（計画期間累計）	—	28 経営体
地域計画に位置付けられている担い手数	2,402 経営体	2,400 経営体
農業法人数	40 経営体	47 経営体

【用語解説】

・地域計画

将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、概ね 10 年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話合いに基づき策定する計画。

(2) 農業経営の安定確保



【課題】

頻発する自然災害や気候変動による異常気象等によって、農業収入が減少するリスクが高まっていることから、農業収入を安定的に確保するための取り組みが必要となっています。

【目指す姿】

農業者が将来にわたって安心して農業経営に取り組んでいます。

【主な取り組み】

①農業保険制度への加入促進

- ・災害や新たな感染症などの影響により収入が減少するリスクに備え、農業保険制度の目的や仕組みの周知に努め、収入保険や農業共済等への加入を促進します。

②気候変動に適応するための取り組みの推進

- ・農作業安全や熱中症対策の徹底等の啓発に取り組み、農業経営の安定化を図ります。
- ・地球温暖化の進行により、高温障害などの気候変動の影響に対応し、農業生産を安定させていくために、高温耐性のある品種の導入を関係機関と連携して支援します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
収入保険加入者数	217 経営体	300 経営体
農作業安全に関する啓発	○	○

【用語解説】

- ・収入保険制度

自然災害や価格の低下などで農業所得が減少した場合に、その減収分の一部を補償する制度。

(3) 農業インフラの整備・保全



【課題】

本市は、小規模で未整備の水田等がまだ多く、更なる収益性の向上を図るため、生産基盤の整備が必要となっています。また、多くの農林業施設では老朽化が進行しています。

【目指す姿】

誰もが農業に取り組みやすい環境を整え、次世代につながる強い農業生産基盤が整っています。

【主な取り組み】

①農業生産基盤の整備

- ・農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や農道、水路等の基盤整備について推進します。

②農林業施設の保全管理と長寿命化の推進

- ・農林業施設の適正な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ・町内会・行政区などが行う農林業施設の維持補修に対して、原材料を支給するなど、自主的な整備や維持管理を支援します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
ほ場整備事業整備率	50.8 %	50.8 %
農林業施設の修繕件数	47 件	40 件

【用語解説】

- ・農地中間管理機構

所有者等から農地を借受け、担い手に貸付を行い、農地の集積・集約化を進める組織。

（４）農地の確保と遊休農地の解消



【課題】

人口減少や高齢化による農業者の減少や遊休農地の拡大が進み、地域の農地が有効に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用につながるよう、農地の集約化等の取り組みを加速化する必要があります。

【目指す姿】

地域の担い手によって農地が有効に利用されています。

【主な取り組み】

①農地の確保

- ・食料の安定供給のため、農業振興地域制度を適切に運用し、農業生産に必要な農地を確保します。

②遊休農地の発生防止と再生利用

- ・地域計画の実現のための地域の話合いによる農地の集積等を通して、遊休農地の発生防止や再生利用を図る取り組みを推進します。
- ・遊休農地の発生防止のため、遊休農地対策事業を支援します。

③地域計画の推進

- ・地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業の活用等により、担い手への農地の集積・集約化や経営の規模拡大を推進します。

【施策指標】

指標名	現状値（R6）	目標値（R14）
耕地面積	6,960 ha	6,960 ha
遊休農地面積	447 ha	412 ha
地域計画に位置付けられている担い手への農地集積率	48.5 %	50.0 %

(5) 農産物の生産振興



【課題】

担い手の減少や高齢化により、労働力不足が進む中、農産物の生産振興を図っていくためには、地域特産物の育成や農業生産性の向上を図っていく必要があります。

【目指す姿】

産地の育成強化や農作業の省力化により、安定的かつ持続可能な農産物の供給が図られています。

【主な取り組み】

①地域特産物の育成

- ・地域特産物の品質向上と収量の安定を図りながら、産地の育成に努めます。

②農業生産性の向上

- ・スマート農業技術の活用による農作業の省力化や効率化、園芸作物の施設化など、農業生産性の向上に資する機械設備等の導入を支援します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
米の生産面積	4,738 ha	4,740 ha
キュウリの出荷量	5,040 t	5,200 t
ナシの出荷量	846 t	850 t
補助事業を活用した機械設備等の導入件数	5 件	6 件

【用語解説】

・スマート農業

ロボットトラクターなどによる作業の自動化、ICT活用による作業記録のデジタル化・情報共有の簡易化など、ロボット、AI、ICTなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のこと。

3 農村

「多面的機能の保全と農村の活性化」

(1) 環境と調和のとれた農業の推進



【課題】

農業の持続的な発展や食料の安定供給の確保を図るため、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

【目指す姿】

環境と調和のとれた地域農業の実践により、持続可能な農業生産と豊かな自然環境の保全が図られています。

【主な取り組み】

①みどり認定の推進

- ・環境保全に配慮した農業経営を実践する農業者のみどり認定取得を促進し、環境と調和した地域農業の発展を図ります。

②環境保全型農業の推進

- ・農業生産に由来する環境負荷を低減する取り組みと併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を、環境保全型農業直接支払制度により支援します。

③有機栽培・特別栽培の推進

- ・環境と調和のとれた農業を実現するため、有機栽培や特別栽培などの環境負荷を低減する取り組みを支援します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
みどり認定取得者数	3 経営体	10 経営体
環境保全型農業直接支払交付金制度取組面積	14.5 ha	16.0 ha
有機栽培米・特別栽培米取組面積	159 ha	165 ha

【用語解説】

- ・みどり認定

「みどりの食料システム法」に基づき、環境にやさしい農業に取り組む生産者を都道府県知事が認定する制度。

- ・有機栽培

農地の自然循環機能の維持増進を図り、化学的に合成された肥料及び農薬に頼らずに栽培すること。

- ・特別栽培

地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素分量が 50%以下、で栽培すること。

(2) 農林環境の保全と農村活性化



【課題】

農村では、農業従事者の減少や集落機能の低下が深刻化しており、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に向けた取り組みに支障が生じつつあるため、農業者のみならず多様な人材の参画により地域を支えていく必要があります。また、鳥獣による被害が深刻化しており、地域の実情に応じた対策が求められています。

【目指す姿】

農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、地域ぐるみで行う共同活動の取り組みが継続されています。

【主な取り組み】

①多面的機能の発揮

- ・多様な生態系の保全、美しい景観の形成、水源のかん養、洪水被害の軽減などの多面的機能を確保するため、農村におけるコミュニティ機能維持、地域づくり活動への支援を行います。
- ・地域農業者や地域住民が参画する農村環境の保全活動を通じて、農地や農業用水などの農村環境の保全を図るため、多面的機能支払交付金制度の運用を推進します。

②中山間地域等の振興

- ・遊休農地の増加が懸念される中山間地域において、営農活動を続けながら多面的機能の確保、農村環境の保全を図るため、中山間地域等直接支払制度の運用を推進します。

③鳥獣被害対策の推進

- ・鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員の確保や捕獲機材の導入・充実を図り、地域に即した鳥獣被害の防止対策を講じます。

④森林環境への理解の醸成

- ・森林が持つ水源のかん養や自然災害の被害軽減などの多面的機能について理解と関心を深めるため、森林環境学習を関係機関等と連携し推進します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
多面的機能支払交付金制度取組面積	4,039 ha	4,200 ha
中山間地域等直接支払制度取組面積	200.2 ha	210.0 ha
鳥獣被害対策実施隊員数	82 人	85 人
森林環境学習実施件数	14 件	16 件

【用語解説】

・多面的機能支払交付金制度

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、水路・農道等の維持・補修等の共同活動を支援する制度。

・中山間地域等直接支払制度

生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。

(3) 災害対策



【課題】

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、農業用施設や農作物に対する被害を最小化し、迅速な営農再開を目指すために、ハードとソフトが一体となった対策を講じる必要があります。

【目指す姿】

ハードとソフトが一体となった総合的な農業災害対策により、安心して農業に専念できる環境が構築されています。

【主な取り組み】

①農業用施設の災害対策

- ・防災重点農業用ため池の改修・補修等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策に努めます。

②農産物に対する災害対策

- ・農産物の生育に影響を与える気象情報を発信し、注意喚起を図ります。

③マニュアルの見直し及び更新

- ・被害状況の把握や応急復旧等の初動対応を迅速に行うため、各種関連マニュアルを必要に応じ適宜見直し・更新します。

【施策指標】

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R14)
決壊被害想定ため池数	74 箇所	71 箇所
防災行政無線等による注意喚起	○	○
マニュアルの見直し及び更新の実施	○	○

第5章 推進体制、役割、進管理

第1節 計画の推進体制

この計画を実現するために、農業者や農業団体はもとより、市民や事業者など様々な主体の連携・協力により、食料、農業及び農村の振興を図るための各施策を計画的に推進します。

第2節 計画を推進するための農業者をはじめとする関係者の役割

1 農業者の役割

農業者は、農産物の生産を通じて、安全で安心な食料の供給、農村における地域コミュニティづくりの主体であることから、食料の安定的な供給、持続可能な農業経営の確立、農村環境の保全など、農業及び農村の振興に主体的に取り組むことを期待します。

2 農業団体の役割

農業団体は、市や関係機関との連携を図りながら、農業及び農村の振興に主体的な役割を果たすことを期待します。

また、農業者への営農指導の強化を図り、安全で安心な農産物生産の確立と流通体制の整備を図るとともに、担い手や後継者の育成に対する地域実情に即した取り組みを期待します。

3 市民の役割

市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割についての理解を深めるとともに、地元で生産された農産物への理解と積極的な消費に努め、農業及び農村の振興に対し積極的に協力することを期待します。

4 事業者の役割

事業者は、その事業活動において、地域で生産された農産物を積極的に使用し、地元農産物の消費拡大に努めるとともに、安全で安心な食品を消費者に安定的に供給することにより、農業及び農村の振興に積極的に協力することを期待します。

5 市の役割

市は、食料、農業及び農村の目指すべき姿の実現に向け、国、県、農業団体、事業者、関係部署等と連携を図るとともに、農業者と市民の相互理解の促進を図りながら、基本的な施策を策定のうえ計画的に推進し、持続的に発展する農業の確立と

豊かな住みよい農村の実現に努めます。

第3節 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度、施策の結果及び効果を検証し、効果的かつ効率的な事業展開を図ります。